

平成 30 年度
かながわ高齢者あんしん介護推進会議
議事録

- 会議開催日時：平成30年11月8日（木）
- 会議所要時間：2時間（10：00～12：00）
- 会議開催場所：波止場会館4階大会議室

平成 30 年度かながわ高齢者あんしん介護推進会議委員名簿
《委員》

推薦団体等名称 (送付先)	役職等	氏名	出欠席
神奈川県弁護士会 (川崎ふたば法律事務所)	弁護士	中澤 陽子	欠
神奈川県医師会	理事	高井 昌彦	欠
神奈川県看護協会	常務理事	長場 直子	出
学識経験者		松浦 美知代	出
拘束なき介護推進部会 (介護老人保健施設 みどりの杜)	部会長	武藤 とみ子	出
高齢者虐待防止部会 (日本大学文理学部社会学科)	部会長	山田 祐子	出
認知症対策推進協議会 (神奈川県済生会平塚医療福祉センター)	会長	吉井 文均	出
神奈川県社会福祉士会	副会長	吉田 勝利	出
神奈川県介護福祉士会	理事	樽見 絹代	出
神奈川県保健福祉事務所長会 (小田原保健福祉事務所足柄上センター)	代表	北原 稔	出

《オブザーバー》

横浜市健康福祉局 高齢福祉部高齢施設課	事業担当	吉澤 麻里 堀江 実祈也	出
川崎市健康福祉局 長寿社会部高齢者事業推進課	担当課長	原田 恵美	出
相模原市 健康福祉部高齢政策課	課長	鈴木 和夫	欠
横須賀市 保健福祉部高齢福祉課	課長	田中 知己	出
神奈川県警察本部 人身安全対策課	警部補	藤澤 武史	出

《事務局》

高齢福祉課	課長		板橋 み雪
	高齢福祉 グループ	グループリーダー 主幹 主査	石井 由里子 田中 智子 吉田 剛
	福祉施設グループ	副主幹	浅田 里美
	監査担当者	副主幹	廣瀬 剛彦

【板橋高齢福祉課長（事務局）】開催のあいさつ

この会議は高齢者が安心して介護を受けられるよう、高齢者に対する身体拘束の廃止を含む高齢者虐待防止の取組を推進することを通し、介護の質の向上を図るということを目的としている。今回は委員改選後、初めての会議開催となる。新しく委員になっていただいた方、これまで同様継続してをお願いをする方、またオブザーバーでご出席いただいている方、今後3年間よろしくお願ひしたい。

高齢化の進展に伴い、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を続けていくために、在宅においても施設であっても、切れ目なく安心して介護を受けられるような体制整備が求められている。そのような中、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談通報件数、また養護者による高齢者虐待数も増加しているところである。今後、高齢者人口の急増により、介護形態の多様化や、養護者・養介護施設従事者等それぞれについて複雑な事案が増加すると考えられることから、行政と関係専門機関、介護保険施設、事業者等の対応力の強化がますます重要となっている。

本日はこの会議の二つの部会である高齢者虐待防止部会・拘束なき介護推進部会、連携が必要とされている認知症対策推進協議会の取組について報告させていただき、より一層高齢者が安心して介護を受けるため、専門の立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思う。

【事務局】

平成30年度委員紹介 ※上記、委員名簿参照

委員長及び副委員長の選出

- ・高齢者虐待防止部会長である山田 祐子委員を事務局より推薦。
全委員承認により、本会議の委員長（座長）に就任となる。
- ・拘束なき介護推進部会長である武藤 とみ子委員を、山田委員長より指名。
全委員承認により、本会議の副委員長に就任となる。

議題1「平成30年度かながわ高齢者あんしん介護推進会議関係の開催状況等について」

【事務局】

平成30年度かながわ高齢者あんしん介護推進会議の開催状況及び虐待防止部会・拘束なき介護推進部会・認知症対策推進協議会の開催について、各スケジュールを紹介。

高齢者虐待防止部会については、7月と10月に既に2回実施。2月頃、3回目を実施予定。虐待防止担当者会議、虐待防止研修会（対象：各市町村で実際に高齢者虐待の業務携わっている職員）については、6月に既に1回行っており、今年度中に第2回・3回を実施予定。

拘束なき介護推進部会については、8月末に第1回を終えており、第2回は3月に行う予定。

高齢者権利擁護身体拘束廃止推進研修については、12、1、2月にそれぞれ研修を行う予定。

認知症対策推進協議会については、12月及び2月に一度ずつ実施予定であり、年2回の予定となっている。

平成28年度の神奈川県内の高齢者虐待状況については、ホームページ掲載中。参照のこと。

養護施設従事者等による高齢者虐待及び養護者による高齢者虐待は年々増加傾向にある。県内の高齢者虐待の状況の経過（平成20年度からの推移）については資料参照。各市町村と連携しながら、虐待発生実態について把握を行っている。

増加している高齢者虐待の対応については、今年度、高齢者虐待防止部会で検討している「施設向けの高齢者虐待の対応マニュアル」の作成や「虐待の正しい知識の普及啓発についての冊子」の作製・普及に繋ぐこと、また、各自治体で高齢者支援に携わる職員向けに、平成18年3月に作成した「高齢者虐待防止対応マニュアル」の全面改訂を準備している。

議題2「高齢者虐待防止部会報告並びに高齢者虐待防止に関する取り組みについて」

【事務局】

今年度の高齢者虐待防止部会については、7月と10月にそれぞれ第1回・第2回を実施した。平成29年度、昨年の取組状況としては、昨年度資料を参照のこと。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生後の対応マニュアル」について、施設等で虐待が発生した際に施設側の指針となるマニュアルの作成が目標。虐待防止部会では、昨年度に引き続き、今年度も検討課題としている。

平成30年度の取組課題は、県内高齢者虐待の相談・通報及び認定件数が年々増加しているなか、各市町村担当者の経験の差が課題となっている。

また、県内で統一した対応基準とするべく、平成18年度に作成した「神奈川県の高齢者虐待防止対応マニュアル」の全面改定を行うということを主軸としている。

「養介護施設従事者等における高齢者虐待発生後対応マニュアル」については、29年度に引き続き検討していく。

自治体担当者間の経験差を補い、高齢者虐待防止に係る一定の対応力を確保するため、市町村及び保健福祉事務所における高齢者虐待防止担当者を対象とした研修を、年3回実施していく。

「神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル」については、平成18年に作成してから10年が経過しているところで、まず掲載情報を最新に改訂していく。内容については十分であるが、一方で、具体性に欠く表現が多く、必要な部分・判断基準が手短に見えてこないという意見が出ている。高齢者虐待防止部会では、事前に各市町村に、アンケートを実施しており、実際のマニュアルの使用状況や、使いにくい部分についての改善意見を求めた。集約結果については資料のとおりとなる。このことから、新たなマニュアルの掲載内容については、目録(案)を参考資料としている。特徴としては、今までは巻頭から通しで虐待対応について載せていたが、第1部(知識編)、第2部(対応編)、第3部(資料編)の3部構成として分割した。

第1部に当初含まれていた「成年後見制度の概要」については、虐待防止部会委員の意見から、第1部ではなく、第2部その他もしくは第3部資料へ、掲載場所の移動が適していると意見をいただいた。委員の意見を踏まえ、検討中である。

第2部(対応編)については、各自治体の担当職員が、実際に虐待が起こったと通告があった際の、対応の一連の流れとして確認できるフローチャートを踏まえて、内容を改善していく。

また、養護者による虐待の対応、養介護施設従事者による虐待の対応で、それぞれ分けた構成にしていく。

第3部(資料編)は、関係法令・対応事例を載せる。新しい取り組みとしては、虐待防止部会にご参加いただいている弁護士の先生の意見を踏まえ、実際の裁判例を載せていく。裁判は、結論のみで判断されないよう、背景や判例理解のポイントも併せて、載せ方を検討している。

虐待防止部会からは以上である。

【山田委員長(高齢者虐待防止部会)】

部会長として補足すると、今回のマニュアルの改正の背景としては、平成30年3月に厚生労働省が虐待防止マニュアルを10年ぶりに改定したことを受けている。

神奈川県は18年以降も随時修正等は加えていたが、今回は大きな改定をすることとなった。県のマニュアルは、国の後追いというよりは、むしろ先行しているが、改めて実態に合った対応をする。アップグレードを図るといような趣旨である。

特に施設における虐待対応については、①施設職員向け、②市町村をはじめとする行政担当者向けの2セットで作っており、このような都道府県は他には無い。

3月に厚労省が改定したマニュアルは、施設対応の内容が非常に不十分であり、むしろ神奈川県のマニュアルの方が非常に詳しいということで、それを更に強化していく方針である。部会で

は既に各自治体へのマニュアル使用状況調査を実施しており、改定作業内容の見える化、プロトコルの見える化というような形で、各自治体へのアンケート結果報告についても作成していく。

また、国の動きとしては、死亡事例や重篤事例の検証を推進するというところで、3月に研究事業の報告があったが、これは以前神奈川県で行われた死亡事例の検証をモデルとして、反映されている内容であった。神奈川県は既に死亡事例等の検証について経験していることから、検証の推進については、かなり先行していると思う。今後も各自治体と協力しながら、いかに事業を展開していくかという議論を進めていく。

更に、神奈川県は施設が多く、施設における虐待は増加の一途を辿っている。施設職員向けのマニュアルと研修のプログラムが既にホームページで公開されており、それを施設でいかに展開していくかも重要である。浸透していかなければ仕方無い。今後も推進の視点ですすめていく。

【横浜市】

横浜市は、県のマニュアルも拝見はしているが、横浜市独自のものを作成している。新たなマニュアルが作成されるのであれば、市のマニュアルとも照らし合わせながら、施設の職員向けの研修や、施設向けの集団指導講習会の場でも、広く周知できるような体制をとっていきたいと考えている。

【川崎市】

川崎市でも独自のマニュアルを作成している。虐待防止の内容で、かつ事業者向けとなると、やはり集団指導講習会での周知が中心となると考える。

【横須賀市】

県のマニュアルに求めるところとしては、特に虐待の可否の部分。どういう場合が虐待にあたるのかが非常にデリケートで判断が難しいところであるため、具体的な指針が欲しい。こういう場合が虐待、こういう場合は虐待ではないというのがより明確になるようにしていただきたい。

【藤澤警部補（神奈川県警察本部）】

県警でも神奈川県のマニュアルを利用し、虐待の判断基準にしている。判断しづらいところは本部と共に検討している。現場の警察官は、「これが虐待にあたるのかどうか」と悩むことは多い。把握する限りでも、家族が「養護者」にあたるかどうか、家族内での暴言・暴力が“虐待”にあたるかどうかという問い合わせも多い。具体化に判別できるような内容であれば大変助かる。

【樽見委員（神奈川県介護福祉士会）】

他の介護福祉士からの虐待に関する相談を直接受けている立場では無いが、虐待を起こす可能性の高い側の施設に関わる人間として、高齢者虐待については厳粛に受け止め無ければと思う。事件に取り上げられるのは、実際のうち、ごく一部ではないかと思っている。小さなところで、虐待に繋がる芽をつぶしてしていかなければいけない。今回のような会議に参加することで、虐待を防止するきっかけをみつけ、自身の所属施設でも率先して対応していければと思う。施設としては、発生時の対応について指針があると助かる。在宅での介護の場合は、多様なサービスが入ることで、広い視野を持つことが出来るが、施設の中は、人の目もサービスも限定される。研修・マニュアルを、施設職員全員で周知できるよう、チームとして関わるよう対応したい。

【松浦委員】

虐待かどうかという結果を判定することを目的とするのではなく、虐待という判定にはならなくても、非常に危うい状況、状態が潜んでいる。その危うい状態を含めて、どう解決するか。裾

野を広くしない限り、虐待の件数というのは減らないと思う。

例えば警察に虐待の可能性があるとこの通報があった際、マニュアルをもとに、虐待かどうか判定するわけだが、その後どう対応するか、どこに繋げるかを示すべき。細部までのフローチャートが、マニュアルに含まれると、人は動きやすいと感じるのではと思う。

施設職員に対して、細分化されている虐待のチェックリストはすごく有効。今がどういう状況かはすぐにわかる。わかったことを受け、では、次の段階として、どうするかがかけている状態。一つひとつの対応は示されているが、全部が切れている状態が今。うまくつなげていく作業ができると良いと思う。

拘束の部会で開発したツールがあり、介護課程を通して考える形となっている。ぜひ活用をし、共同でやっていけばと思う。

【吉田委員（神奈川県社会福祉士会）】

社会福祉士会としては、力不足で虐待を題材とした研修はやり切れていないところが課題。地域包括支援センターの社会福祉士や職員の離職率は高く、3年前後で異動してしまうことが多い。虐待の判定をすることも大事だが、社会復帰ソーシャルワークとして、問題が起きている家庭について相談できるシステムを本来持つべきだが、動いていない現状がある。改善に向けて、各市町村や施設等と連携が図りたい。

地域包括支援センターには主任ケアマネジャーがおり、そこに困難事例が集まってくる。地域のケアマネジャーと繋がりながら、見守り体制を作っていければ、未然防止にもなる。

【長場委員（神奈川県看護協会）】

福祉施設等の看護師を対象に、虐待防止や拘束のないケアに繋げる研修を行っている。修了者がリーダーシップをとり、施設や地域に広めようということで話をしている。研修の参加人数も50名以上が参加している。ぜひ継続したい。また、新しいマニュアルを参考にして研修内容を組み立てたいと思う。

【武藤副委員長（拘束なき介護推進部会）】

施設・地域の中で研修はしているが、それを実際にどう展開するかというところが、細部まで出来ていないと感じている。また、地域包括ケアと言いつつも、施設は単独で動いてしまうところがある。その辺が分断されていると感じている。虐待が起こる前の不適切な場面で、私たちがどう判断できるか。自分の事業所では、その都度に考える機会を設けている。いつも誰かが見ている状況があるから指摘できる体制であるが、在宅等で職員が単独で入っていかなければならない状況のなか、虐待かの判断が難しい状況を見つけたとして、その家族にどうアプローチできるのか。包括の中の主任ケアマネージャーにも温度差があると感じている。実際の研修がどう生かされているのか疑問のところもある。マニュアルを作ることも大切だが、小さな地域の中での研修会も、在宅と施設と分断せずに取り組む必要性を感じる。

また、多様な人材が入ってきている介護業界の中では、特に外国人の雇用が非常に多くなってきている。コミュニケーションが一番の壁になっているところで、今後どう捉えていく必要があるか。大きな課題と考えている。

もう1点は、神奈川県が実施している自己点検シートチェックシートについて。毎年実施しているが、バージョンアップをした方がいいのかと思う。特に「不適切なケア」の部分だが、もう少し突っ込んでチェックする内容を含めても良いかとも思う。また、方法は未定だが、密室の中でのケアが展開される在宅についても、何らかの形で繋げていく必要があるのではないかと。課題は多い。介護職と言われても、介護福祉士ばかりではない現状。介護福祉士がリーダーシップをとり、質の良い介護提供できるように展開していくことも必要ではないか。

【樽見委員】

本当に人材不足で、当施設でもこれから外国の方が10数名入ってくる。自国である程度の勉強はしてくるということだが、日本とそもそも感覚が違ってくる。高齢の方が外国の方を、どう受けとめていくかということもある。まだ入ってきていないので不安は多いが、そのような環境の中でも適切なケアに繋がらなければいけない。

【山田委員長】

部会の中では、外国人の方の参入については、国内の介護職の方たちの労働条件に絡む部分でもある。人を集めるのに大変な現状ということは、部会でも意見が出された。

【樽見委員】

本当に人材不足の状況。募集しても人は集まらない。昔であれば施設側が、より良い人材を選ぶことができた。今は募集があれば、まず入っていただく。介護技術についてゼロからの方を雇い入れて、施設の中で教育をしなくてはならない現状である。適切なケアに繋がるように、育てていかなければならない。そのなかで専門職の介護福祉士さんたちの力は非常に大きい。

また、自己点検シートは毎年実施しているが、毎年同じ内容でも、やはり実施することで、様々な気付きに繋がる。虐待や身体拘束に繋がらないよう、施設の中には身体拘束委員会等が設置されていて、管理をしている。皆が同等のケアができるように、指導している。実際の介護現場は介護福祉士ばかりではない。ケアの質を如何に標準化していくかというところ。現場では新人が知らないでやってしまうことがある。しかし、知らないでは許されない。新人研修を実施しても、資格のある人ない人も皆やってくる。無資格からでも、中には介護福祉士の資格取得や、実務者研修に参加する意欲がある方もいるが、実際は時間もお金もかかる。非常に厳しい現状の中で、施設のマネジメントで改善していかなければならないこともあり、自らもマニュアルを作っているところでもある。

【吉井委員（認知症対策推進協議会）】

虐待の問題は虐待をする人の問題と、虐待を受ける人の問題とに分けて考えられる。事務局からのデータからも、やはり高齢化社会を反映して高齢者が虐待を受ける頻度が非常に高くなっている。また、ここにはデータはないが、認知症患者が非常に増えているので、虐待を受ける方としてはやはり認知症の方が多いように思う。虐待を受ける方の立場から対策を、今後の社会の一つの大きな問題として考えていかなければいけない。

また、マニュアルについて言えば、虐待防止対応マニュアルと事後対応マニュアルであり、いかにして虐待が起こる状況を発見するか、「虐待を起こさないための予防のマニュアル」を作ることが重要であると思う。すなわち社会的な背景も踏まえて、どうすれば虐待が起こらないのかといった視点でマニュアルを作らないといけない。マニュアル案では、予防・防止に関する部分が非常に少ない。認知症に対する理解が非常に悪いと、高齢者が「何か変なこと言っている」となる。高齢者になると体の動きも悪くなり、自分が動けないから、虐待に繋がる可能性もあり、これが現代社会で一つの大きな問題となっている。今後どうすれば虐待が起こらないようになるのか、虐待を受ける側の立場から考えた、また、予防の立場から考えたマニュアルという立場で加筆をしても良いのではないかと思う。

【山田委員長】

考えられる方法としては、地域包括ケアシステムという「見守り」の部分を強化するか。地域包括支援センターの日常の活動について、常に高齢者虐待を意識した対応を求める部分を、きちんとマニュアルに書き込む必要があるかと思う。虐待対応と、地域包括ケアシステムの施策は、

分断されているところがあるが、予防という視点では統合して実施していくことが望ましい。

【北原委員（保健福祉事務所長会）】

保健所では、実地指導で虐待対応に関わっている。「防止」は「予防」と表裏一体。今のマニュアルでは予防の要素が非常に薄い気がする。対応マニュアルを作る一方で、やはりその前に犯人を作らないようにすることが大切と思う。その風土が実はヒヤリハットではないか。

また、虐待の起こりそうな状況を分析する仕組みが必要。「虐待」と大声で言うと、隠してしまう。虐待が起こりうる状況について、どんな背景があるのか。在宅での虐待は凄く速度で増えている。県レベルで、虐待が起こる因子について、全部集めると様々な背景因子が見えてくるはず。もしかすると、自治体ごとに、こういうタイプが多いといった傾向があるかもしれない。そういう背景因子をしっかりと分析することや、アプローチ方法を分析することが、予防や未然防止にとっては重要。そういった仕組みが、別の自治体でやっているかどうか分からないが、そのような視点を持つことも大切と思う。

【山田委員長】

指摘通り、背景要因は様々ある。一つ大きなものが、高齢者虐待防止法は、日本で施行されて、いわゆる 8050 問題（80 歳の親と 50 歳の子ども世代が抱える様々な生活課題）のうち、子どもから親への虐待に特に注目してきた経過がある。そうすると、高齢者というよりは、精神障害の視点から、保健福祉事務所、特に精神保健の保健師などの協力が欠かせないところがある。あくまで一例だが、虐待に至る前に、その子の生活課題というところにもアプローチしなければ、虐待も解消しないということもある。ここが“予防”の解決の糸口がみえてくる場所かとも思う。また更にもう一步深めて、“背景があったとしてもうまくいっている事例”と“虐待に繋がってしまった事例”との違いを評価していく。ある程度周囲の環境によって抑えられている等、モデルとなる自治体もあるのではないかと。そういった社会環境を追求することも重要かと思う。

【吉井委員】

医者として患者をたくさん見ているが、その家族を見て、やはり虐待が起こりそうな背景は、家族間のコミュニケーションである。ギスギスした空気が背景にあると感じている。今言われた環境の整備の改善が、家族間のコミュニケーションの改善に繋がる可能性が高い。その部分も県として形で示していかないといけないと思う。家族内に余裕が無いので、その辺を解決するというような方策もあるかと思う。

8050 問題を見ても、失業や引き籠りで悩んでいる世代の方々の精神衛生に焦点を当てていかないと、高齢者虐待という形で出てしまうことも少なくない。未然防止という点で指摘をしていく必要はあるのではないかと。

【山田委員長】

県で作成した事例集では、そういった家族に関して、養護者、息子さんの生活の再構築、支援をこういうふうにしていったというような部分を示しているが、未然防止となると、おそらく地域包括のケアマネジャーのソーシャルワーク力にも焦点を上げていかなきゃならないかと思う。

【武藤副委員長】

在宅での虐待の通報件数が年々増えてきているが、一方では良いことだと言われる部分もある。子供の虐待でも同様に、件数が増えることはそれだけ関わる人と意識が高くなってきていると捉える事もできる。そういった意味では、ケアマネジャーの業務が制限されているなかでは、対象者だけを見るのではなく、総合的に、場合によっては近隣住民も巻き込んだ環境整備に繋

げる事も重要なのかと思う。

また在宅で、特に難病（パーキンソン）の方に対して様々な薬が使われているが、比較的年齢が高齢ではなくとも、薬の効果も含めて認知機能の低下に繋がるといった時に、身体の動きが非常に悪い時間帯があるというところに家族の理解が及ばないことが、虐待に繋がる事例もある。虐待の判断としても、家族関係の中では「夫婦間だから」や「もともとそうゆう親子だから」という意見があるなかで、ケアマネジャーが専門的な視点で、在宅に入る時間や対応する時間を変えて対応するという視点も重要かと思う。

家族に対して「その対応はおかしくないか」と、自身が気になったことを伝える時、在宅のケアマネジャーは、かなりの勇気が必要。これまでの関係性の中で、その対応が当たり前とされている家族もたくさんいる。その中で一番初めに家族と接触し、伝えることは、いかに専門職と言っても、ハードルは高いと思う。社会福祉士会やケアマネジャー協会といったところに、どうアプローチしていくかというところもすごく重要。そう考えた時に、神奈川県のカケア協会とかがここ（会議）に入ってもおかしくないのかと感じた。

環境整備は対象者だけではなく、在宅介護の場合は家族、地域にも目を向けていく。施設介護の場合には虐待が起こってしまうという要素に、組織風土がとても大きい。特別養護老人ホームではユニット化してしまい、職員の数がユニット数に対して少ないといった状況や、現場に新人職員のみで入らなければならない状況、夜勤帯に1人が2ユニット見なきゃいけない状況。そういった時に何をどうしていいのかわからないところでは、やはり管理者がどう動くべきか、組織としてどう判断するのかいうところもすごく大きな課題。特にユニットの中での新人職員の不安は、計り知れない。それがストレスになって、虐待に繋がることもあれば、体調を崩して、介護業界から離れていくことも往々にしてある。

環境づくりのところ、もう一つは介護施設支援専門員協会の方にも会議に加わっていただきたいというところである。

【吉井委員】

認知症に関する知識の普及啓発というところで、パーキンソン病の話と合わせて補足したい。いわゆるウェリングオフという状態は、薬の効果が切れると、自分の意識とは関係なく動けなくなってしまう。動けなければ、トイレに行くとしても介護が必要となる。入浴でも介護が必要となる。家族にとって非常に負担となる。そういうことも含め、病気に対する知識の普及啓発の必要性が今後増えていくと思われる。認知症だけではなく、パーキンソン病や、場合によっては脳卒中も当てはまるだろう。病気に関して、素人の方々に対して知識を啓発するという試みは必要と思う。

事例研究の話については、医療現場で認知症の患者を多く見ているが、認知症状はケースバイケース。それを包括して集合的・総論的にいろいろ討論してみても、答えが出てこない。Aの場合の認知症については、どういうふうに対応すればいいのか、Bに対してはどういうふうに対応すればいいのか、事例研究を深めることが有効となることがある。総論的に物事を判断するのでは無く、症例に対して事例研究としてスポットを当てるのが、早道になることが多い。

過去には、認知症対策として認知症の理解を広める、症状を理解するというところを中心に続けていた時期があり、その後の対応について議論が深められず、地域で適切な対応ができていないという指摘を受けたことがあった。

認知症については特効薬が無い状況であるため、治すという視点で語れる問題ではない。対応するためには、何故その症状が出るのかの理解することが重要。医者だけでなく、家族の方々がある程度理解しなければ、対応の仕方に違いが出る。我々も市民公開講座という形で住民を対象に話をしているが、家族の方々、一般の方々の病態理解には限界もある。一方で事例になるが、家族によってはよく患者のことを見ている。家族によっては、つき放す家族もおり千差万

別。そのため、医者は患者さんだけを診療するのではなく、家族を診療するといった感覚が必要。あくまで「より良い生活を維持していくため、どういうふう支援すればいいか」という立場で考えて、家族の方も一緒に診療するという視点が重要である。ただ、医療の場で対応する時間は短く、問題点をなかなか深められないことも多い。その点で言えば、地域包括センターの職員や市町村の担当の方々が、より身近で対応する時間も長い。事例検討を含めて、多職種多機関で検討して、方策を考えて欲しい。医者も良い薬を出して、症状を治したいと思うが、現状は難しい。ぜひ、ケアマネジャーや、介護関係の仕事をしていらっしゃる方を中心に活動が普及することを期待したい。

議題3 「拘束なき介護推進部会報告について」

【事務局】

身体拘束廃止に向けた取組については、平成28年度まで、「身体拘束廃止推進モデル施設養成研修」を実施していた。県内の身体拘束廃止推進の取組を行う中核的施設を養成することを目的として、平成18年度から平成28年度までに、128施設養成した。

しかしながら、モデル施設において、すでに職員の辞職等により、拘束廃止推進の取組が形骸化している施設もあり、また、施設現場で虐待や不適切なケアの事案が発生しているというところで、研修内容を変更・見直し、身体拘束廃止に限定せず、利用者の思いに寄り添う、権利擁護及び個別ケアの視点を盛り込んだ研修の確立を目指すことにした。

平成29年度からは、「高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業」として研修を実施している。各階層別に応じた研修を実施するという中で、基礎研修は介護業務従事歴3年以内の方、専門研修は、主に高齢者施設において指導的立場にある介護主任等の方を対象とした。施設長研修は法人役員や施設長・管理者を対象とし、3階層全ての研修を受講する仕組みとした。

その他、身体拘束廃止に向けた地域別の事業の取組の支援ということで、地域でモデル施設事業が開始される際に、高齢福祉課からも研修講師を派遣するなどの支援を行うこととした。

平成29年度の基礎研修は、高齢者の権利擁護の理念を確認し、利用者中心の介護の意義を学ぶこと、認知症高齢者の心理・行動への知識を深め、個別性に視点を置いた身体的拘束を実施しない介護を目指すことを目標として、二日間実施した。カリキュラムの中でも、高齢者権利擁護に関する基本理念を学ぶ科目や虐待防止及び身体拘束に関する基礎知識、そして、個別ケアとアセスメントケアプランというところで、カリキュラムを組んだ。

次に専門研修は、施設で指導的立場にある方を対象に、高齢者の権利擁護の理念を再確認すると共に、専門知識や実施技術を習得して、リーダーとして率先して個別ケアを重視した身体拘束をしない介護の実現に取り組むことを目的とし、3日間の日程で実施した。

施設長研修は、管理・経営を担う立場にある方に対し、権利擁護の理念を十分に理解し、法令遵守の観点から、身体的拘束の廃止を推進する人材を指導・育成することを目的として、1日間のカリキュラムで、高齢者権利擁護に関する基礎知識・法令遵守の重要性の内容で実施している。

研修以外に、地域での事業の取組の支援として、昨年度は6月に天王森の郷と湘南老人ホームの2箇所の老人ホームが、地域の施設を対象に研修を開催した際、高齢福祉課から推進支援の一環として講師を派遣した。

高齢者権利擁護研修の実施について、介護施設等の従業者等を対象とし、高齢者虐待防止や身体拘束廃止等の権利擁護をテーマにした研修を実施している。29年度については「苦情解決の仕組み」をテーマに実施した。

平成30年度については、高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修を継続して実施する。研修の対象としては、新たに受講する施設を10施設程度とし、29年度に既に受講した施設についても、異動や退職等により人材が入れ替わることを想定し、5施設程度を対象として、研修を行う予定である。

モデル施設間のネットワーク強化に向けた整備について、モデル施設等が実施する権利擁護や身体拘束に関する研修会に、側面的な支援として、講師派遣等を実施する。

平成 30 年度の高齢者の権利擁護に関する研修は、平成 31 年 2 月 28 日に、養介護施設従事者等による高齢者虐待の調査結果について、認知症介護研究研修センターの吉川先生を講師として迎え、開催する予定である。

【武藤副委員長】

専門研修修了者は職場に戻ったときに、国からの定めで権利擁護を推進していく役割も持つ。自分の職場或いは地域に対して、どんな役割を持つべきなのかというのが今後の大きな課題。任命はされたけども、何をして良いのかわからないところがある。具体的に掘り下げなければ、事業所に丸投げとなる。県の役割としても、差し示していく必要があるのではないかとというのが意見である。

【松浦委員】

今まで身体拘束廃止のモデル施設養成研修から、大幅にカリキュラムの中身を意図的に変えている。その意図は、専門研修修了した人は地域で、その身体拘束や権利擁護を侵さないケアを地域の人たちが実践できるように、推進役にならなければならないという大きな役割を持った。

改めて今までのモデル施設だと、座学中心で知識を獲得するということが研修の目的であったが、今回始まった研修は、自分の施設に戻り、身体拘束や権利擁護の観点で自分の施設にその問題点がないか洗い直し、更にブラッシュアップするためには、どのような仕組みでケアを展開していったらいいかっていうことを自分の施設の現場で実証し、受講者の前で発表することで、理解を深める研修とした。実際に自身の施設の課題を分析し、その分析をもとにどう捉え、結果がどうなったのかという問題解決のプロセスを、推進員各々が獲得する。その力を使い、地域で発信していく。知識として、研修の中で出たものをそのまま人に伝えるととっても難しい。実際に自分が実践して得たものは、他者に自分の言葉で伝えられる。そういった仕掛けを今回は意図的用意した。先ほど、武藤副委員長からも意見があった通り、推進委員が実際地域でどう活動していくのか、まだ具体的に示されていないため難しい問題。取組としては、来年 2 月に小田原・箱根・湘南地区の施設職員を集め、箱根老人ホームが獲得した推進員を中心に地域活動する。1 人での地域活動は難しいため、私がオブザーバーで参加する。地域で一つひとつ活動を進めていく中で、推進員もどう展開すれば良いのかということを学んでいく。後押し、フォローアップしていければと思う。

【山田委員長】

組織的に推進していく、地域で定着させるところだと、職能の使命で、徹底化させるといったところも、一つの方法としてあると思うが、県行政だけでやるとなると予算的にも難しいところもないか。タイアップなど考えとしてあるか。

【松浦委員】

先程、吉井委員がより深く理解するためには、事例を深めることが有効であるとのことであった。標準化された知識の中で、普及させようと考えるのも難しい。職能団体と繋がるとなると、深く掘り下げられない。それよりも個別の課題から得たものを協議していく方が生きた研修になるような気がしている。マニュアルや建前論だけでは、繋がりがきれない。権利擁護や身体拘束に繋がる課題・背景にあるもの、感情的なものやお金の問題などドロドロしたもの。それこそ上司のパワハラ問題などが潜んでいるかもしれない。そういったものは小さい地域の中で、本音で語りあえるほうが良いのかといった考えである。

【吉田委員】

確認したいが「地域」とは何を指しているか。

【松浦委員】

具体的には地域内にある介護事業所である。

【吉田委員】

虐待や身体拘束の予防といった問題を抽出して改善を図っていくという目的で推進員が動いていくということであれば、その方向性は有効かと思う。

【山田委員長】

推進員が地域で展開したところでの、困難性というのは何が挙がるか。

【松浦委員】

やはり事務的な能力かと思う。会場の設定から、どの事業所を抽出し、何月何日にどうするかという設定が課題であろうと思う。

【山田委員長】

市町村単位でやるのか

【松浦委員】

市町村で分けるのではなくて、事業所があるエリアではないかと思う。どのくらいの事業所があるかわからない部分ではあるが。市町村単位で区切るのではない方が良いか。グループホームの枠組みでも当てはまるが、“お隣さん同士”という感覚のほうが良いかと思う。

【山田委員長】

県内で浸透させるためには、推進員が市町村か何かの単位で、研修をして浸透させていくことも一つの方法かと思うが。

【松浦委員】

今は手探り状態。模索しながら活動を重ねていき、地域ごとに進め方を選んでいけばと思う。

【山田委員長】

ぜひとも最終的には県全体に還元し、いずれは権利擁護意識の強化ツールとして標準化してもいいかと思う。神奈川は虐待件数が上がってきている県である。

【武藤副委員長】

推進員も今後増えてくるとは思うが、まず各事業所においても、自身が行き詰まっていること積極的に洗い出していくことが、まず出来る予防策になっていくかと思う。介護人材離れにも、繋がっていく。事業所単位で、自分達を感じている苦しみや辛さをチームの中で話し合える仕組みを作っていただきたい。それが当たり前のように職場に定着していくと、地域の中で事例検討ができる環境にもなる。一番底辺にある事業所や、或いはケアマネジャーが自身の悩みをどこに伝えていけるのか悩んでいる。推進員のいる事業所が、率先して活動し、悩みを出せる環境づくりを地域に広めていくといった方法もあるかと思う。

【松浦委員】

今回のカリキュラムでもう一つの特徴は、ストレスマネジメントを入れている。前回までの研修には入れていなかったが、ケアにあたる職員のストレスを専門職がどう把握していく必要があるのか。ピアカウンセリングの方法をどうしたらいいのか。職員の追い詰められ感をどう拾い直していくのか。

【山田委員長】

仙台の研修センターは心理学研究者が多い。ストレスマネジメントの評価が、職員個人のストレスの問題にされてしまう傾向が強い。ただ施設虐待というのはそうではなく、組織風土や日常的なケアの延長線上で虐待が起こる。ストレスが溜まるから起こっているから、それを解決すれば虐待も無くなるという問題でもない。

厚労省の調査でも、基本的な知識がないことから始まり、ストレスに繋がっていることもある。ストレスマネジメントと組織体制の関係性を考えると、事業所ごとの内部改革は難しいといわざるを得ない。外部の風を入れ改革に繋げる等とよく言われているが、その辺はいかがか。今の推進員の役割だと、施設が役割を理解し、受け入れると言わないと推進員は展開できないと思われるが。

【松浦委員】

私はこの研修を担当し、ことのほかブランド力の高い施設の方が問題は大きいと感じている。要するに自分の施設はよろしいというふうに考えてしまい、柔軟性がない場合が多い。その辺は危うさを感じている。

【山田委員長】

組織内で評価体制が出来て、リスクマネジメントがされていると判断しているということか。

【松浦委員】

感じているところでは、職員の我慢の中で出来上がっているようだ。一遍に解決できる問題ではない。とりあえずは地域の事業所の職員とケアのスキルアップに向けて少しずつ活動するなかで、また様々な問題点が出てくる。それに対して新たな取組をするといったところか。

議題4「神奈川県認知症対策推進協議会報告」

【事務局】

平成30年神奈川県認知症対策推進協議会及び認知症施策について

認知症対策推進協議会については、任期が平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間となっている。昨年度から新たに認知症当事者の方を2名、構成員として追加している。今年度の開催について、年度末にかけて合計2回実施する予定である。

第1回目については、若年性認知症の人や家族のためのリーフレットの掲載内容を検討する予定。第2回目については、認知症施策の評価について議論する予定である。

今年度は、神奈川県認知症対策推進協議会の下にワーキンググループを2回実施し、認知症若年性認知症の人や家族のためのリーフレットについて、医師・当事者・家族・行政・若年認知症支援コーディネーターにより検討した。

今年度の主な認知症施策としては、市町村に認知症初期集中支援チームの設置と、認知症地域支援推進員の配置が平成30年4月まで必要とされており、全市町村に配置された状況である。

また今年度は医師会に業務委託し、認知症サポート医のフォローアップ研修を新規に実施する。県域の方のサポート医としては90名程いる。

若年性認知症支援コーディネーターについては県内の3か所に配置した。久里浜医療センターが県東部、曽我病院が県西部、横浜市では横浜市総合保健医療センター診療所に、それぞれコーディネーターを配置した。若年性認知症自立支援ネットワーク会議としては、今年12月開催する予定。

モデル事業のオレンジパートナー養成研修は、オレンジリングを持つ認知症サポーターに研修を行い、ボランティアの育成を実施している事業である。平成30年の8月に始まり、1月30日までに県内7か所、1会場100名の養成をする予定となっている。

オレンジパートナー報告会については、今年度初めて実施し、オレンジパートナーが地域でどのような活動をしているのか、どんなところで活動募集されているのか、情報提供を行うとともに、自らの体験を話し活動を推進することをすすめるため、11月28日に海老名で開催予定である。

世界アルツハイマーデー神奈川については、昨年度から実施しているオレンジライトアップ関連事業である。イベントとして今年9月21日に横浜新都市プラザをメイン会場として実施。支援者によるハートフルライブやワークショップ、コグニサイズや認知症についてのQ&A、家族会の杉山先生に参加していただきながら、県内各地域に、認知症にやさしい地域づくりの取り組みについて等イベントをさせていただいた。

ライトアップについては、コスモクロック21のみなどみらいの大観覧車、横浜市開港記念会館を、オレンジ色にライトアップした。県庁舎は外装工事のために、今年度は実施出来なかったが、来年度は実施していきたい。また県下では大船観音寺、藤沢市の江の島シーキャンドル、逗子市のシネマミーゴ等でも実施し、認知症の普及啓発を県全体で推進している状況である。

【吉井委員】

認知症と家族を支えるマークをデザインとして作った。ライトアップも重要だが、認知症に対する認識を深めていただく一つのきっかけになる。費用の面での課題があるが、引き続き県で検討していただければと思う。医師会でも一部ではバッチ配っていると聞いている。やはり認知症患者と接触する場の多い医療にこのマークを展開して欲しいと思う。

【山田委員長】

警察官が認知症の方を保護したり、徘徊している方の通報を受けることも多いと思う。警察の方は研修をどの程度しているか。

【藤澤警部補】

認知症サポーター養成講座については、私がキャラバンメイトの講習を受け、講師として、県警の若手警察官に対しての講習を進めている。今後も県警としては、各警察署の方には、認知症サポーター養成講座を実施していく。

【山田委員長】

地域包括ケアシステムの視点から、認知症高齢者の見守りについては、地域の交番の警察官との連携が欠かせないと言われている。症状について理解し、対応していただけることが望ましい。

【横浜市】

市の方でも、サポーター養成講座を行っている。包括にもキャラバンメイトが配置されているため、地域住民だけでなく、行政機関・警察・消防に対しては、横浜市の方から研修をさせていただいているところである。

【川崎市】

認知症施策については、地域包括ケア推進室という専門の部署が地域包括ケア・権利擁護を含めて取り組み、政策推進しているところ。私自身も区役所高齢者支援の経験があり、キャラバンメイトである。地域包括支援センターと連携、地域の学校や企業に対して、サポーター養成講座を実施している。警察や消防との連携というのも非常に活発で、徘徊高齢者・認知症高齢者の方に対する支援上の連携として、区役所の高齢者部門の職員や、地域包括支援センターがかなり密接に連携している。

【山田委員長】

横須賀市は紙芝居を作るなど、随分ユニークな活動をしていると聞いたことがある。

【横須賀市】

認知症サポーターが横須賀市内には2万人いる一方で、市議会議員や関係者の方々からは、認知症サポーターが実際何しているのかという厳しい意見をいただいている。先ほど神奈川県がオレンジパートナー養成研修を進めているという話だが、認知症サポーター講座を一度受けておしまい、オレンジリング持っているだけではないかという批判をいただいているところ。

国でも厚生労働省が来年度からオレンジリンク事業を実施すると聞いている。横須賀市としても実際に認知症のサポーターの方に、より実践的な活動やフォローアップ研修等が出来ないか検討している。

今月には神奈川県立保健福祉大学で生涯現役フォーラムという催しがあり、そのなかで認知症サポーター養成研修を実施するが、養成研修後に、徘徊高齢者の捜索のシミュレーションを行う予定。県大の中で、徘徊高齢者をバッチつけた人を探すといった実践的な活動である。オレンジパートナー養成研修等とも連携し、より実践的な認知症対応の体制を作っていきたいと考えている。

【山田委員長】

認知症総合スーパーボランティアのような部分か。初めは100万人キャラバンで病状の説明をしたが、“何もしなくてもいい”を良しとしたところがあり、批判も受けた。一方で押しすぎると腰が引けるところもあり、意見様々であった。横須賀市は、では「何ができるのか」といった視点で展開してきている。

福祉の分野では、未だ治療薬の開発されていない認知症の病状のみを捉える事に恐怖を感じてしまう「スティグマ」や「差別」といった考えも生まれてしまう部分もあり、注意しなければならないと考えている。何ができるのかを、市民の一人ひとりが自分のこととして考えるところに繋ぐためには、やはり実践性が必要ではないか。

【吉井委員】

今までは養成すること、数を増やすことに尽力してきたが、ある程度人数は増えている。実際講習を受け、オレンジリングを貰う。また、オレンジパートナーとしての資格を取るも、何をすれば良いのかわからないなど、方向性に迷う時期でもある。受講した人を再度集め、フォローアップ研修等おこなう必要があるように思う。システムの見直しをする時期に来ている。

【山田委員長】

集合マンションなど、高齢者のなかにはふらっと出歩かれて、入口で暗唱番号忘れた様子で、ウロウロされているのを見かける時等に、どう対応してよいか悩むことが時折ある。やはり研修も、実際に生活に即した内容で実施し、生活の中で役立つと意欲が沸いてくるように思う。

【吉井委員】

オレンジパートナーの方が活躍して、現場で認知症の方の保護にあたるよりも、やはり多くは警察が対応しているのではないか。そういう意味ではオレンジパートナーの人たちも、どう次につなげば良いのか未だ十分理解できていない人も多い。フォローアップとしての研修をしておけば、より実践的になる。最初の講義だけ受ければ終わりでは、ほとんど警察が対応することで変わりが無い。実際、病院からみると警察が保護対応していることがほとんどである。

【山田委員長】

少し暴力的な方や、体が大きい男性だったりすると、女性では対応できるものではないこともあり、警察を呼んだこともある。研修や認知症についての知識のある警察の方だと、安心感が高いが、やはり対応に限界はある。一般の方の成功事例を広げていくという視点もあるか。

【松浦委員】

私は三浦市のキャラバンメイト連絡会で活動しているが、サポーター養成講座では、認知症の人を理解することと、三浦市内に認知症の人を支える仕組みがどうあるかということを知って貰うことに重きを置いている。地域包括が何処にあり、連絡先が何処か等が細かく書いてある。認知症の方に出会った時、ダイレクトに自分がケアをするのではなく、「繋げる」ということに仕掛けをしている。また、小学校でも4年生を対象に研修をし、セブンイレブンや薬局の薬剤師についても対象としている。開催人数については、少ない時は5、6人程の時もあるが、「知りたいと思ったときに、いつでも勉強できる体制作り」を目標に、キャラバンメイトで活動している。

【山田委員長】

徘徊している方を見つけた時に三浦市の場合はどこに連絡をいれるのか。

【松浦委員】

地域包括である。

【山田委員長】

地域包括は大変ではないか。

【松浦委員】

納得していただいている。キャラバンメイト連絡会も、地域包括と一緒に活動している。

【武藤副委員長】

神奈川県警にお伺いしたい。地域の中に派出所や交番はどのくらいの間隔であるのか。

【藤澤警部補】

部署は違うが、交番を建てる基準としては、地域住民数である。

【武藤副委員長】

交番の警察官の存在は、その地域で一番力強い。我々専門職も認知症の研修をやったからといって、本質をきちんと理解できていれば虐待や不適切な対応について起こり得ない。しかし、時間とともに忘れてたり、或いはうろ覚えであるといったこともあり、残念ながら虐待行為に繋がることもある。施設利用者のご家族に対して、我々も認知症の知識について伝えているが、やはり1回2回では理解されないものと感じている。

そう考えると、私は地域の中で、「お巡りさん」の存在は期待されるものであると思う。ぜひ繰り返しの研修で理解を深めたり、或いは例えば時々私服で事業所見学に来ていただいたり、そういう活動が出来るとすれば、より深い理解に繋がるかと思う。

【藤澤警部補】

事業所見学となるとなかなか難しいところがあるかと思う。一方で、交番の地域連携として、関わり方を探るのは可能だと思う。引き続き、各警察署に認知症サポーター養成も含めて、理解を深める仕組みづくりや、地域では自治会の会合もある。地域とコミュニケーションを深めていきたい。地域課では積極的に実践していると思う。

【武藤副委員長】

認知症地域支援推進員について聞きたい。

【事務局】

横浜市・川崎市・横須賀市共に1名ずつ。自治体では包括に委託し、市によっては全ての包括が取り組んでいる地域もある。自治体ごとの計画で推進員を配置している。例えば横浜市は18区ある。18区ごとに施策の優先順位を考えながらすすめている形となっている。推進員は、国や県の研修を利用し、スキルの向上に努めている。

県下における推進員は、現在136名程活動中しているが、市町村ごとに様々であり、毎年的活動内容について自治体ごとに記載した事例集を、ホームページにアップしている。一度ご覧いただくと、各市町村の活動状況が把握できるかと思う。

【山田委員長】

認知症サポーター養成や認知症理解については、金融関係や銀行の窓口対応者向けの研修を検討しても良いのかと思う。

以上、全ての議事について終了。